

イギリスにおける継続教育 (Further Education)の形成過程

角替 由弥子

1. 1944年教育法における継続教育の規定とその実態

Further Education (継続教育) という用語は、1944年教育法(The Education Act, 1944)において初めて用いられた⁽¹⁾。この所謂バトラー教育法においては、公教育制度は「初等教育 (primary education)、中等教育 (secondary education) および継続教育 (further education) の三つの累進的諸段階に組織されなければならない」こと、また、地方教育当局は「その地域の住民の需要に適した、諸段階を通じる効果的な教育を行うことにより、地域社会の精神的、知的、道徳的および身体的発達に寄与する義務を有する」ことが規定されている〔第6条〕⁽²⁾。バトラー教育法成立当時の解説によれば「初等教育は保育学校 (nursery schools) を含む12歳以下の児童に対する教育であり、中等教育は12歳以上の義務教育期間 (義務教育終了年齢は1944年当時は14歳、その後1947年に15歳に引き上げられ、1972年に16歳になった) の年齢の生徒に対する教育であり、継続教育は義務教育年齢を越える生徒に対する全ての教育、即ち、義務教育終了後中等学校をやめた生徒、カウンティ・カレッジ (county colleges)⁽³⁾に在籍する生徒、定時制 (part-time) の教育機関に在籍する生徒等に対する教育である」と説明されている⁽⁴⁾。但し、中等教育については「『年長

の生徒』に適する全日制 (full-time) 教育」は含まれるが「継続教育に関する本法の規定に基づいて作成された計画による『年長の生徒』に対する全日制教育は含まれない」と定められており〔第8条、なお『年長の生徒』とは第114条より満12歳に達しているが満19歳には達していない者をいう〕、このことから義務教育終了年齢以上で満19歳に達するまでの年齢の若者は、中等教育及び継続教育の双方の対象となっている⁽⁵⁾。また、継続教育に関しては、同教育法は「義務教育年齢を越えた者に対する全日制および定時制の教育」「義務教育を終えた者で、文化的教養やレクリエーション活動のための施設を利用でき、また利用したいと欲する者に対し、その要求に適するよう組織された文化的教養及びレクリエーション活動の形で行われる余暇利用の活動」が継続教育であり、そのための施設を地方教育当局はその地域のために十分に設ける義務があると規定している〔第41条〕。しかし、上に述べた中等教育に関する規定との関連から、一般に継続教育の対象となるのは学校 (schools——初等、中等学校であり、カレッジや大学は school ではない) を終了した者 (school leavers) とされている。

これらの条文をみると、1944年教育法に規定された継続教育はそれまでに存在したすべての学校後の教育を包括するものであるとさえられる。すなわち「継続教育は、職工講習所、ポリテクニック、大学拡張講座、成人学

校、労働者教育協会、YMCA、労働組合(the Trade Union)、協同組合運動 (the Co-operative movements) が成人のために実験的なクラスや講座・講習の課程を始めた初期の時代からの伝統を引き継いでいた⁽⁶⁾。」のであり、より直接的には「この（継続教育という）用語は、技術、商業、技芸カレッジ(technical, commercial, art colleges)、成人教育機関 (institutes of adult education)、設立された場合のカウンティー・カレッジ、町村カレッジ (village colleges) 及び本来は異なった意図で設けられた他の継続教育機関を包括するものとして用いられている。さらにこの枠組みからは、コミュニティー・センター、青少年クラブ、町村ホールのような、規模の小さい、より身近な社会活動、教育活動のセンターも継続教育に含まれる⁽⁷⁾。」のである。継続教育はこのように極めて包括的にとらえられたために、継続教育が学校後の、すなわち学校終業者 (school leavers) に対して地方教育当局によって提供される教育であることは明確であったが、それを具体的にどの範囲とするかについては法律によても確定されなかったといえる。また「最も普通でない用いられ方ではあるが、この用語は、すべての中等後教育 (all post-secondary education) を包括する用語として、即ち、第三段階教育 (tertiary education) と同義に用いられる⁽⁸⁾」と説明されるように、形式的には、継続教育はすべての学校後教育という理解は適切であっても、現実には実態にそくした理解の仕方ではないとされている。

本稿では、まず1944年教育法で継続教育として実質的に包括された教育分野の歴史的経緯を考察した上で、1944年以降の継続教育機関の整備過程を明らかにし、現在継続教育と呼ばれている教育分野がどのような観点から形成されていったのかを論じることとする。

2. 職業的技術訓練としての継続教育

1944年教育法で継続教育として包括された

教育機関の多くは様々なカレッジであり、それらは現在では継続教育カレッジ (colleges of further education, further education colleges) と総称される。ただし、現在でも継続教育カレッジは普通には技術カレッジ (technical colleges) と同義語であるとされている。「継続教育カレッジと言う用語は最近になって聞くようになった言葉であり、継続教育という用語も1944年になって使われるようになったのである。この用語は教育は連続的なプロセスであることを強調するとともに、初等教育、中等教育の後に、それに継続した段階の教育が学校終業者にもくることを示している。継続教育カレッジはテクニカル・カレッジと同じ教育・訓練をしており、この二つの用語は差別無く用いられる。継続教育と技術教育の用語もこれと同様に同じ意味であり、差別無く用いられる。継続教育は技術教育を含むものなのである⁽⁹⁾。」継続教育カレッジと技術カレッジについてはこのように説明される場合もある。この点を考慮にいれて1944年教育法で規定された継続教育をとらえ直せば、それは実質的には、1944年教育法成立以前から各地において義務教育を終了した若者や成人を対象に行われていた多様な職業教育——技術カレッジ、または夜間訓練所、昼間補習学校等の名称で呼ばれた教育・訓練機関で行われた職業教育——を包括するものであったといえる。

以上のように、継続教育として包括された主要な教育分野は主に職業・技術に関する教育・訓練であるという立場にたてば、継続教育は中世にまで遡る極めて長い歴史を持つことになる。その歴史は、次に示すように3つに区分することができる。

(1) 徒弟制度からの発展

継続教育カレッジの成立について、A.ブリストーは技能訓練という観点からは中世のギルドにまで遡ることができると述べている。すなわち「産業革命以前の時代においては技能訓練は中世ギルドの領域であった。様々な

技能の奥儀は親方から徒弟に『見て学ぶ』(Sitting next to Nellie)と今日我々が言っている方法で伝えられた。そして産業革命および工場制の成立まではこれで十分であった⁽¹⁰⁾。」のである。徒弟制度自体が継続教育カレッジであったと言うことができる。また、エリザベスⅠ世時代の1563年に制定された徒弟法 (Statute of Artificers, 1563) は、七年以上の徒弟期間を終わっていない者は手工業に従事してはならないことを定めており、この規定は現在にまで影響を与えていているのである⁽¹¹⁾。

(2) 職工講習所からの発展

職業、技術に関する教育・訓練が職場から離れて独自に行われるようになったのは、産業革命により工場制が成立してからであった。工場制機械工業の発展により、働き手の役割が変化し、労働者の間に教育に対する渴望が生まれたのである。すなわち、手による物の製造は機械による物の製造にとってかわられ、その結果、労働者の間には 3R's のみならず仕事場の作業の基にある原理についての学習に対する要望が生まれてきた。この要望を満たすために設けられたのが職工講習所 (Mechanics' Institution) であった。18世紀末には、古くからの大学に失望した教養階層の人々によって、ウォーリントン・アカデミー (Warrington Academy)、アンダーソン・インスティテューション (Anderson's Institution) が設立されたが (1796年、後の Royal Collge of Science and Technology)、後者の初期の教授の一人に G. バークベック (George Birkbeck) がおり、彼は職工や知的な関心が高い職人のために、彼らの用いる技術の基にある科学的原理に関する知識についてのクラスを開いた。これらのクラスが職工講習所運動の基となったのである。G. バークベックは、1823年にロンドンに移り、そこに職工講習所 (後の Birkbeck College) を設立した。この学校は成功し、その結果、マンチェスター、ブラッドフォード、バーミンガム、シ

エフィールドのような多くの大きな工業都市に職工講習所 (Mechanics' Institutes) が設けられた。これらの機関が多くの職工をひきつけたのは、単純に自己改善 (self-improvement) の機会が得られるということであったと言われるが、ここでは、技芸(Art)が工業デザインとの関係で特に重視され、1850年までに全国で600校以上が設置され、50万人以上の人々が学んだ。なお、政府は1835年の技芸および工業に関する特別委員会の報告 (the Report of a Select Committee on Arts and Manufacturers) に基づきロンドンおよび各地に特別のデザイン学校 (Schools of Design) を設置した。ロンドン・デザイン学校 (the School of Design, London) は後に王立技芸カレッジ (the Royal College of Art) になり、17の各地方の学校の大部分が職工講習所とは独立して発展し、後に技術教育の国家的制度に吸収された。

職工講習所の校舎は、一般に、図書館、読書室、討議および講義のための教室を備え、これらの施設、特に図書館は市民の学習の場として積極的に活用された。しかし、一般的労働者が求めていたのは簡単な技術教育であり、その要望の強さが職工学校の劇的な成長をもたらしたと言われている。当時、労働者には学習の場はほとんど無かったのである。僅かに存在したのは夜学 (the night schools) であったが、大部分の夜学は学校の校舎を使い、学校の教師が副業的に教えていたにすぎなかった。

しかしながら、職工講習所の活動はスタートの時点から様々な問題を抱えていた。その主なものは、①生徒の基礎学力の欠如 (職工講習所運動をしほませた宿命的な欠陥であった) ②あまりに野心的な内容 (科学中心のプログラムはこの学校がひきつけようとした熟練労働者にとっても少しばかり野心的にすぎるものであった) であった。そのため職工講習所は本来意図した労働者階級の人々との関わりを急速に失い、多くの講習所は一般的な科学及び文学に関する講義を行う中流階

級の人々のための組織に変化していったのである⁽¹²⁾。更に、1850年公共図書館法(the Public Libraries Act, 1850)の制定も職工講習所の魅力を減じさせた。初期の職工講習所の魅力は図書館であった。公共図書館の設立は、これまで職工講習所でしか得られなかつた情報が、もっと容易にしかももっと新しい形で得られるようになったことを意味した。地域によっては新しい図書館が職工講習所にとつてかわったのである。1860年をピークに職工講習所は衰退していった。

(3) 職業技術教育の発展と職業資格制度の多様化

技術教育の発展に極めて大きな影響を与えたのは、1851年にロンドンのハイド・パークで開催された万国博覧会であった。A.ブリストーは、この博覧会について「その当時は明らかではなかったが、後になってみるとそれはわが国の教育史の分水嶺であった⁽¹³⁾。」と述べている。1851年以後、競争の激しくなる時代においては国の発展はその国の労働力の有する技術に依っていることが次第に理解され、働く人々が殆ど或いは全く教育を受けることがなく、また、技術教育が個人の自発的意志に委ねられているような教育制度はもはや不十分そのものであると考えられるようになった。

1853年には、科学の応用を促進することを主たる目的とした科学技芸局(Department of Science and Art)が新たに設けられ、1859年からは「科学」クラス('science' class)の設置に補助金がだされたのである。更に、現在においても職業資格認定機関として重要な役割を果たしている王立技芸協会(the Royal Society of Arts, RSA, 1754年創設)、ロンドン・シティ・ギルド協会(正式には、技術教育振興のためのロンドン・シティ・ギルド協会、the City and Guilds of London Institute for the Advancement of Technical Education, CGLI)等が職業資格試験団体として活動を始めたのもこの時期であった。すなわち、

王立技芸協会は1852年に職工講習所の全国組織を作り、1856年からは科学及び商業に関する試験を実施するようになった(1882年以後は商業科目中心となる)。ロンドン・シティ・ギルド協会は1878年に「科学的分野及び技芸的分野を仕事としている若い職人を教育する」ことを目的に設立された。この協会は極めて広範で多様な技能の分野にわたって学科課程(courses of study)を考案し試験を実施してきたのであり、現在でも主として技術の分野で300以上の科目の職業資格試験を行っている。さらに、この協会自体でカレッジを設置したが、その一つであるフィンチリィ技術カレッジ(the Finchley Technical College)は科学及び機械に関するコースを昼間、夜間に置いており、その後のテクニカル・カレッジのモデルとなったのである。

1881年には、外国の技術教育の調査を行ったB.サミュエルソン(B. Samuelson)を委員長とする技術教育委員会(the Royal Commission on Technical Education)の報告書が提出されたが、そこでは中等学校で科学・技術の教育を大いに振興する必要があること等が勧告された。この報告書を基に1889年には技術教育法(the Technical Instruction Act)が制定され、このなかで地方公共団体(county and county borough councils)に技術教育のために地方税を徴収することを認めた。さらに翌1890年の地方税法(the Local Taxation Act, 1890)ではウイスキー等の酒類に対する課税収入の一部をそれぞれの地域の技術教育の促進のために使用することを認め(whisky money)、それを管理するために「技術教育委員会」(Technical Instruction Committees)を置くことを定めた。この二つの法令によって、地方教育当局が技術教育に責任を負うという体制ができたのであるが、さらに、潤沢なウイスキー・マネーの税収によって、各地域では立派な校舎を持った新しいテクニカル・カレッジの設置が積極的に進められた。衰退した職工講習所の施設等もその多くは地方公共団体が受け継ぎ、テクニカ

ル・カレッジに生かされていたが、更に「この二つの法律は、技術教育の成長に対して、1870年のフォスター法が初等教育に与えたのと全く同じような、刺激的な興奮を与えた⁽¹⁴⁾」と言われている。

3. 技術教育の要請と上級継続教育の整備

以上のような歴史的背景を持つ継続教育は、1944年教育法成立以後、まず水準の比較的高い技術教育に関する教育機関から整備されることとなった。その第1期は1945年から1950年代の終わり頃までの全国的規模での技術教育の整備・発展の時期、第2期はソ連のスパートニク・ショック直後の1958年頃から1970年代前半頃までの、科学・技術教育の建て直しと振興の時期である⁽¹⁵⁾。

(1) 第1期——技術教育の整備・発展期——

1944年に政府は「上級技術者教育に関する特別委員会」(パーシー卿 <Lord Eustace Percy>が委員長)を設置し「上級技術者教育の必要性と大学ならびにテクニカル・カレッジが果たすそれぞれの貢献について」検討を進めた。1945年に出された報告書(Report on Higher Technological Education, Percy Report)では、工業教育の不備を訴えるとともに、その改善の施策として、テクニカル・カレッジの機能の拡大、地域的及び全国的調整機関の設置、産業界と教育界の緊密な協力関係の必要性を提言した。

それに引き続き出された報告書、白書等には次のものがある。

- ・1946年 「科学的人材委員会報告書」(Report of the Committee on Scientific Man-power, Barlow Report) —— 大学における科学者・技術者教育の拡充と理工系専攻学生の倍増について勧告。
- ・1948年 科学政策諮問委員会 (Advisory Council on Science Policy) が大学卒の科学者の増員を要請。
- ・1950年 「上級技術者教育の将来計画」

(The Future Development of Higher Technological Education) 全国商工業教育諮問委員会(1948年設置)報告書(Report of the National Advisory Council on Education for Industry and Commerce) —— 大学と同じレベルの工学カレッジの創設の必要性を勧告。

- ・1951年 白書「上級技術者教育——政府の政策」(White Paper, Higher Technological Education—Statement of Government Policy) —— 科学技術教育に対する国の政策を検討。
- ・1954年 議会・科学委員会 (Parliamentary and Scientific Committee) が、科学者不足に対する緊急な対応策の必要性を訴える覚書を出す。
- ・1955年 全国商工業教育諮問委員会が、全国的な学位授与機関の創設を政府に強く要望。同年末、全国上級技術資格授与審議会 (National Council for Technological Awards) を政府が設置。
- ・1956年 白書「技術教育」(White Paper, Technical Education) —— 大学とテクニカル・カレッジにおける科学・技術教育の量的拡大が行われたことを示すとともに、一層の拡大を訴え、既設のリージョナル・カレッジのうち規模と地理的配置の点で適当なものを、上級技術工学カレッジに指定し上級技術者であるテクノロジスト養成の役割を担わせることを提案。同年に政府は、リージョナル・カレッジのうちから8校を上級技術工学カレッジに指定し、その後さらに2校を追加。なお、これらのカレッジは1962年には地方教育当局の所管から離れ、政府から直接補助金を受け、独自の理事会を持つ教育機関になる。

(2) 第2期——科学・技術教育の建て直しと振興の時期——

1959年のクラウザー報告書は、スパートニク・ショックのなかで後期中等教育の発展充実を図ろうとするものであり、義務教育のみ

を終了した15~18歳の学校終業者に対する技術教育の充実をも強く要請していた。さらに政府は1961年に白書「技術教育の機会の拡大」(White Paper, Better Opportunities in Technical Education)に基づき、中等学校と継続教育機関とのつながりの強化、エーリア、ローカルの各カレッジにおける中・下級技術者養成コースの整備・拡充等を行うことを表明した。しかし、技術教育の在り方を大きく変えたのはロビンス報告であった。

1961年に首相の諮問機関として設置された高等教育委員会(the Committee on Higher Education, 委員長ロビンス卿 <Lord Robbins>)は、1980年代までのイギリスの高等教育の長期発展計画を策定し、1963年に報告書「高等教育」(Higher Education)を提出した。

その勧告には、1)高等教育機関に進学する能力と資格のあるすべての若者に対し高等教育を受ける機会を与えること、2)総合大学をただちに6校増設し27校にすること、3)理工系の教育・研究に重点を置く新しい理工科大学を5校設置すること、4)上級技術工学科カレッジを、将来、学位授与の権限を有する工科大学(technological university)に昇格させること、5)全国学位授与審議会(Council for National Academic Awards)を設置し、継続教育カレッジの上級コースに在籍する学生に対して学位を出すようにすること、6)教員養成カレッジ(teacher training college)を「教育カレッジ」(college of education)に改称し、その学生に対して学位を与えるようにすること、7)定時制の高等教育を一層振興すること等が含まれていた⁽¹⁶⁾。

この勧告に基づいて、1966年に10校の上級技術工学カレッジのうち8校が工科大学に昇格し、2校がロンドン大学及びウェールズ大学に併合された。さらに、政府は同じ1966年に「ポリテクニク及び他のカレッジに関する計画」(A Plan for Polytechnics and Other Colleges)と題する白書を公表した。この白書において、政府は各地域の継続教育諮問委員

会(Regional Advisory Council for Further Education)と協議し、既にある継続教育機関を地域別に整理・統合し、地域の総合的なアカデミックなコミュニティーとしてのポリテクニクをイングランド及びウェールズに30校設けること、ポリテクニクは各地の継続教育の総合センターであり、主に18歳以上の若者に、全日制、サンドイッチ制、定時制により、上級コースの技術教育を行うこと等を明らかにした。なお、1969年から1973年の間に政府は30校すべての指定を行った。

また、継続教育の制度に大きな影響を与えたものに教員養成制度の変化がある。すなわち、1972年1月に公表されたジェームス報告書「教師教育と養成」(Teacher Education and Training)では、教育カレッジ(colleges of education)は教員養成のコースのみの単一機能の機関であることは止めるべきであること勧告し、さらに、同年12月に出された白書「教育：拡大のための枠組み」(Education : A Framework for Expansion)では教育カレッジ(継続教育機関ではない)を継続教育に吸収することによって、継続教育機関の在籍者数を増加すべきことを勧告した。また翌1973年3月の教育科学省の通達「非大学分野における高等教育の発展」(The Development of Higher Education in the Non-University Sector, Circular 7/73)においては、近い将来の生徒数の減少を見込み、かつ、教育機関の総合化を意図して、教育カレッジを再編成し、新たに高等教育カレッジ(Colleges or Institutes of Higher Education)を設け(継続教育カレッジに含められる)教員養成を含めた教育を行うことを明らかにした。1974年には、政府は教育カレッジ、ポリテクニクなど大学以外の高等教育機関の再編成(統合)計画を、また、1976年には、教育科学省は教員養成機関の定員削減計画と教育カレッジの統廃合計画(162校を1981年までに70校に削減する)を発表した。1970年代には、ほとんどすべての教育カレッジは高等教育カレッジに再編成されるか、または、ポリテクニ

クに吸収されたのである。

ところで、継続教育として包括された教育の水準についてみると、継続教育は「義務教育は終了しているにもかかわらず言語能力が不十分であったり初歩の算数が良く理解できていない者に対する補習教育のクラスを含むとともに大学院レベルの教育を行うクラスをも含んで⁽¹⁷⁾」いるといわれるよう様々なレベルの教育が混在した状況であった。このため、継続教育はその教育内容のレベルにより「普通継続教育」と「上級継続教育」に分けられるのが一般的であった。「普通継続教育」(Non-advanced Further Education, NAFE) とは普通教育修了証書 (General Certificate of Education, GCE) の上級レベル (Advanced Level, A レベル) あるいはそれに相当する職業資格及びそれ以下の資格取得に関する諸コースであり、「上級継続教育」(Advanced Further Education, AFE) はGCEのA レベルより上位の資格 (学位、国家上級資格HNC, HND等) 取得に関する諸コースである⁽¹⁸⁾。

第1期、第2期で整備された継続教育機関は、上記のような分類でみれば上級継続教育に属する。パーシー報告書に述べられたように「産業先進国としての大英帝国の地位は、科学を産業に応用することに失敗したが故に、今や危機に瀕している」「この失敗の原因の一端は教育にある⁽¹⁹⁾」という認識が、継続教育の枠内で技術教育を発展させ、それを高等教育の水準にまで押し上げたのである。この時期の継続教育は、科学技術の発展のなかで近代化された産業界を支える人材を養成するという役割を担っており、有能で意欲のある者、すなわち出来の良い生徒が大事にされた。継続教育は、上級技術工学カレッジの設立、ポリテクニックの設立、教員養成機関の改編のように、継続教育分野における高等教育の再編成に伴ってその枠組みを大きく変えたとさえられる。

4. 普通継続教育の拡大

1970年代までの間に、普通継続教育に関する教育機関の整備に関心が向けられないわけではなかった。産業界においては、1950年代から普通継続教育にあたる労働者の技能訓練の問題について多くの議論が行われるようになってきていた。イギリスでは1814年の徒弟条例 (Statute of Apprentices, 1814. 7年の年季期間を規定したが、その後、年季期間は事実上は5年になった) 以来、雇用している労働者の技能訓練については法令上の規定をすることはなかった。労働者の技能訓練は各企業の自主的な運営に委ねられてきたのである。19世紀末には労働者の昼間解放制 (day-release、デイ・リリース) の慣行が生まれ、特に1944年教育法以後、継続教育のための解放制拡大の必要が強調されながら、実情は必ずしもはかばかしいものではなかった。技能訓練の充実は重要な課題になっていたのである。

1957年に労働大臣の諮問を受けたカー委員会は、翌年の1958年に報告書「技能の訓練」(Training for Skill : recruitment and training of young workers in industry, Carr Report) を提出し、そのなかで、技能者養成制度の欠陥を指摘するとともに、産業訓練は産業界の責任であることを改めて強調した。この報告を受け、同じ1958年に、政府は産業訓練審議会 (Industrial Training Council) を設置し、さらに、1962年には「産業訓練白書」を出した。ここには技術の発展と技能訓練の関連を改善するために、訓練の最低基準を定めて訓練の全般的な質の向上を図るとともに、個々の産業の訓練について責任をもつ産業訓練委員会 (Industrial Training Boards, ITBs) を設立することなどが提案されていたが、この内容を基に、1964年には産業訓練法 (the Industrial Training Act, 1964) が成立した⁽²⁰⁾。この法律においては技能訓練のために継続教育カレッジとの関連を図ることが規定されていたのであり、デイ・リリースによる継続教育カレッジでの教育・訓練は職場外訓練 (Off-the-Job Training) として重

要であった。

しかし、経済の不振に伴う失業の増加という状況のなかで、産業訓練委員会がすべての産業分野で十分に機能しなかったこともあり(初め23あったITBsは1983年には7に減少した)、1972年に雇用省は「将来のための訓練」(Training for the Future)を公表し、産業訓練の改革を進めた。1973年には、政府による訓練機会拡充の構想を盛った雇用・訓練法(Employment and Training Act, 1973)が成立した。この法律によって、労・使代表と地方当局で構成する人材事業委員会(Man-power Service Commission, MSC)が設置され、このMSCが雇用と訓練事業の運営と推進に責任を持つことになった(ITBsはMSCの傘下に置かれた)。MSCは青少年就業機会プログラム(Youth Opportunities Programme, YOP. 1978年から実施)、青少年訓練計画(Youth Training Scheme, YTS. 1983年から実施)の実施において継続教育カレッジときわめて緊密な繋がりをもつのである。

継続教育カレッジの教育内容に関してみれば、1969年に提出された「技術者養成コース及び技術者資格試験に関する委員会報告書」(Report on Technician Courses and Examinations, 委員長はH. L. Haslegrave, the Haslegrave Report)が、これまでGCLI, RSAなどさまざまに行われてきた工業及び商業の分野の実務従事者の養成コースを全国的に統一するための措置について勧告をした。これに基づいて、教育科学大臣は、1973年には技能教育審議会(Technician Education Council, TEC)を、1974年には商業教育審議会(Business Education Council, BEC)を設置したが、1983年にはこの両者を統合して商業・技能教育審議会(Business and Technician Education Council, BTEC)としたのである。全国規模あるいは地方規模の様々な職業資格に関する試験機関や職能団体が行う試験及びそのための教育のコースは、継続教育カレッジの仕組みを極めて複雑にしていたのである。

こうした経緯を経て1970年代後半以降は、国内産業の凋落と深刻化する経済不況に対応し、人材事業委員会(MSC)の事業を含め、主に16~19歳の学校終業者に対する職業・技術教育の再編成を中心に普通継続教育に重点が置かれるようになったのである⁽²¹⁾。

一方、継続教育機関の在籍者数の状況をみると、継続教育全体から見れば上級継続教育に属する者は決して多くはない。普通継続教育に在籍する者が圧倒的に多かったのである。ことに第二次世界大戦後、普通継続教育在籍者の数は急速に増大した。デイ・リリースを与えられる者は、1938年(約4万人)に比べ1955年(約24万人)には6倍になり、その数は1966年(約33万人)まで増え続けたのである(以後減少し1981年には約20万人になる)⁽²²⁾。この両年を比較すると継続教育カレッジの全日制コースの在籍者も3倍に増加している(1938年は30万人、1955年は83万人)。1950年代から1960年代にわたって急激に増加するが(1951年と1970年の継続教育機関在籍者を比較すると、1970年には1951年の総数では1.7倍(1970年3,289,000人)、全日制(サンドイッチ制を含む)では5.4倍(1970年382,000人)、昼間定時制では2.5倍(1970年749,000人)、夜間制では1.3倍(1970年736,000人)、成人教育センターでは1.4倍(1970年1,422,000人)に増加していた)⁽²³⁾。このような在籍者数増大の背景には、迅速に技術教育の舵を戦後世界の需要の方向に向けない限り、世界市場をめぐる厳しい競争に遅れをとってしまう、という技術教育に対する民意識の急速な高まりがあったと言われる⁽²⁴⁾。

在籍者数という点から継続教育の実態の一部をみると、国の継続教育整備の重点が普通継続教育に置かれる以前から、普通継続教育の分野は継続教育のなかでも重要な位置を占めていたととらえられる。実際、このような事態に対して継続教育に責任をもつ地方教育当局は、戦後の初等学校、中等学校の校舎の復興を抱えながらも、すでに述べたような国

民意識からくる要請に応える努力を重ねたのである。普通継続教育は職業教育、技術教育、余暇活動とその範囲は広く、それに対する要望も多種多様であり、それを地方教育当局が一括して受けるため、その対応の仕組みは、必然的に複雑にならざるを得なかった。そして、そこにイギリスに極めて独自な継続教育カレッジが形成されてきたのである。

5. 多様な要請に応じる継続教育

現在の継続教育機関における教育内容については、いくつかの報告がなされている。教育科学省の国王視学官 (HMI) の調査報告書によれば、様々な必要に応えるために、継続教育に関連して約1,400の異なる資格が設けられていることが指摘されており、それに関連して「普通継続教育は、その生徒(its clients) の多様性においても、また、教育内容の範囲の広がりにおいても、極めて例外的である」と述べられている。すなわち、出席を容易にするために様々な在籍形態(modes) が採られており、全日制のコースを求めている学校終業者にも、昼間あるいは夜間の出席が適している労働者にも、未就業者(失業者)にも、YTS在籍者にも、GCEのOレベルあるいはCSE (GCSEに統合された) を再度('second chance') 受験しようとしている者にも、再訓練を受けようとしている成人にも、また、特殊教育を必要とする者にも対応できる仕組みになっているのである。学習の目的からみても、伝統的なアカデミックな資格取得のためのコース、産業訓練機構(industrial training organisations) や専門職業団体(professional bodies) に依って与えられる職業的志向を持った教育的資格取得のためのコース、カレッジ独自の資格のためのコース、技能テストのためのコース、雇用主が求めるより特殊な必要にあうように設けられたコースなど非常に多様である。

このような多様な必要に対応している継続教育カレッジの教育を HMI の調査報告書で

は次のように整理している⁽²⁵⁾。

- a. 職業準備教育資格 (the Certificate of Pre-Vocational Education, CPVE) のような職業準備教育コース；
- b. 全日制及び定時制の職業コース；
- c. GCEのOレベル (GCSE) あるいはAレベルのための、フル・タイム及びパート・タイムの一般教育コース；
- d. 職業コースとGCEのOレベル (GCSE) あるいはAレベルのような一般教育の要素との組み合わせを含む「混合組織'mixed economy'」コース；
- e. レクリエーション(余暇活動)的及び他の非職業的コースを含み、主として夜間に行われる成人教育(adult education)；
- f. 青少年訓練計画(YTS)に基づく、主として定時制の職場外教育・訓練(off-the-job education and training)；
- g. 雇用主及び人材事業委員会(MSC)のような機関に依って委託された報酬取得コース(fee-earning course)；
- h. コンピューター、情報システム、ワープロ、経営基礎(basic management)、人事管理(supervisory studies)のような広い範囲にわたる多様な科目を含む短期コース(多くの場合に地域産業向け)；この領域の最近目立つ特徴は専門的、工業的、商業的技能の近代化志向への対応である。また、長期にわたる成人失業者のために、リプラン(REPLAN)として知られている計画の下に様々なコースが導入されてきている。
- i. 主として昼間の定時制及び夜間学習に依る上級継続教育コース；

このような複雑なコースが設けられていることから、継続教育においては単一のカリキュラムはありえないことになる。一般には、継続教育が形成されてきた過程から、次の四つにカリキュラムが類型化されている。

(1) 職業教育・訓練の伝統(a vocational edu-

cation training tradition)

現に雇用されている者及び高等（専門）教育への進級を意図している者の必要に応じるために、工業及び商業に即したコースを基盤とした職業教育・訓練の伝統に基づくカリキュラムの類型。このようなコースは、現在、実務に携わっている者或いは一定の業務 (trade or profession) に関わる訓練を受けようとしている者を対象とする専門科目 (specialist subjects) を基礎とした教育課程 (a programme of study) からなっている。通常、これらのコースは、職業資格の内容及び水準を決定する権限を持っている商業技能教育審議会 (BTEC)、ロンドン・シティ・ギルド協会 (CGLI) 及び専門的職業諸団体 (the professional bodies) のような全国的な正規な資格付与及び試験団体が定める枠組みの中で設定される。

(2) 職業準備教育の伝統 (a pre-vocational education tradition)

近年になって形成してきたカリキュラムの類型である。職業準備コース (pre-vocational courses) は特定職業コース (specifically vocational courses) よりもより幅の広い内容を含んでいる。最近設けられた職業準備教育資格 (CPVE) は、共通科目 (a common core)、職業科目 (vocational studies)、付加科目 (additional studies) から成るカリキュラムの枠組みを有しているが、これはその例である。このコースの付加科目の要素には、余暇、レクリエーション及びコミュニティ活動、或いは又、GCE (GCSE) のような資格を更に付加するための学習を含んでいる。勤労経験 (work experience) の要素も又含まれる。

(3) 一般教育の伝統 (a general education tradition)

科目的性質や範囲からみて全く職業的ではない諸科目を基にしたカリキュラムの類型。この類型の主たる例は一般教育資格の普通レ

ベル及び上級レベル (GCEのO-level (GCSE) 及びA-level) のコースである。

(4) 成人教育の伝統 (an adult education tradition)

成人教育においては、多くの場合、学習者は資格試験とは関係のない余暇的或いはレクリエーション的な意味を持った科目を一科目学ぶ。

これらのカリキュラムの類型の他に、普通継続教育のカレッジには、個人の必要や雇用主の必要を満たすための短期コースが置かれる。通常、これらのコースは、新しい知識や技術の習得に依って、或いは、個人に中途転職の準備をさせることに依って、職場の中途変更を可能にするを目的に設けられる。このようなコースの例としては、専門的産業技術近代化計画 (Professional, Industrial and Commercial Updating <PICKUP> initiative) のもとに教育科学省によって推進されているコースがあげられる。

また、これらのカリキュラムの類型をみると場合に、それぞれの類型が相互に排他的ではないということにも留意をしなければならない。すなわち、職業準備教育コース或いは職業教育コースの生徒が、一またはそれ以上の GCE (GCSE) の科目をとることは普通のことであり、多くの場合、「混合組織 'mixed economy'」プログラムと呼ばれている。成人教育の分野には GCE (GCSE) の科目も職業の科目も含まれている。

カリキュラムは主としてコースを基盤とするが、そのコースは一般的にはカレッジの各学科 (the departments) によって組織され、運営される。なお、コースの内容は学科自体の知識体系及び雇用上の必要によって決められてくる。カレッジと地域産業の経営者との関連は雇用者も代表として加わっている諮問委員会 (an advisory committee) によって確保されているのである。

実際には、普通継続教育のカリキュラムの範囲と内容は、ロンドン・シティ・ギルド協

会 (CGLI)、商業技能教育審議会 (BTEC)、王立技芸協会 (RSA)、GCE (GCSE) 試験団体、青少年訓練計画 (YTS) 実施に関する人材事業委員会 (MSC)、専門職団体 (the professional bodies)、高等教育機関 (the higher education institutions) のような継続教育に関わる評価及び試験団体に依って大きく左右されている。教育科学省によって財政的に支援された独立機関である継続教育機構 (the Further Education Unit, FEU) もまた継続教育のカリキュラム開発には重要な関わりを持っている⁽²⁶⁾。

1944年教育法によって継続教育としてまとめられた職業・技術教育を中心とする教育分野は、上級継続教育分野の整備の後、普通継続教育分野の再編成に力点が置かれるようになつた。このような状況の中で、1988年教育改革法 (The Education Reform Act, 1988) によって上級継続教育は高等教育 (higher education) の範疇に組み込まれることとなり、基本的には普通継続教育が継続教育として位置づけられることになった。

これまで継続教育を支えてきたのは「産業の進歩と技術教育は分かちがたいほどに一つの布に織り込まれている。経済の繁栄と発展は需要に敏感に応じることが出来る強力な技術・工学教育の基礎を必要としている⁽²⁷⁾。」という考え方であった。今後も産業構造や社会情勢の変化に十分に対応していくことが、継続教育カレッジにとっては重要な課題なのである。(普通) 継続教育において提供されている複雑多岐にわたるコースも社会の要請や在籍者の要望を幅広く受け入れている結果とみることができる。今後は、このような多様な内容を含む継続教育が、果して真に社会や人々の要求に応えた教育内容の提供を可能とする分野であるかを実態に即して検証していく必要があると思われる。

[註]

(1) A Supplement to the Oxford English Dictionary, Vol.1. 1972. p.1180. further Edu-

cationの項。なお、同項ではfurther educationの最初の用例として、G.Balfour : The Educational Systems of Great Britain and Ireland, 1898. p. xxii の No adequate system of intermediate schools exists to receive, as a matter of routine, those elementary pupils who are fitted to further education. をあげている。

(2) further education は continuing educationと区別するために、前者は補習教育、後者が継続教育と訳されることがある。(日本生涯教育学会編『生涯学習事典』1990年、590頁、イギリス成人継続教育審議会報告書「継続教育—政策から実践へ—」の項) しかし、1919年教育法(所謂フィシャー教育法)では義務教育後に定時制の義務就学を規定したが、その教育機関がcontinuation schoolであり從来、補習学校と訳されてきた。それゆえ、本稿においてはfurther educationを継続教育、continuing educationを補習教育と訳することにする。なお、上記報告書「継続教育—政策から実践へ—」は“Continuing Education: From Politics to Practice”的訳であり、continuing education は further education より広い概念で用いられており、further education を継続教育と訳せば、continuing education は補習教育より永続教育と訳す方が適切であると言える。

(3) 更に、この法律の「継続教育 (Further Education)」の章においては、カウンティーカレッジ (County Colleges) について規定している〔第43条〕。カウンティーカレッジは「学校その他の教育機関に全日制の生徒として就学していない若者 (young persons) に対して、彼らの多種多様な素質及び能力を発達させることを可能にし、また、市民としての責任 (the responsibilities of citizenship) を果たし得るように準備するための、身体的、実際的、職業的訓練 (physical practical and vocational training) を含む継続教育を施す、大臣によって承認されたセンター」〔第43条1項〕であり、地方教育当局はこのカレッジを設置する義務を負い、義務教育終了後に学校その他の教育機関に就学していない18歳未満の全ての若者は、原則として毎年44週にわたって毎週一日または半日二回(年間330時間)このカレッジに出席する義務を課せられたのである〔第43条、第44条〕。この所謂定時制義務教育の規定は実際には実施されることはなく、最終的には1988年教育改革法(the Education Reform Act, 1988)によって廃止されるに

イギリスにおける継続教育(Further Education)の形成過程

- いたったが、義務教育を終了し学校を離れた若者に対する教育をどのように組織すべきかについての一つの方向を示すものであった。
- (4) Ross Barker (ed.) : The Education Act, 1944 — being a supplement to Owen's Education Acts Manual 23rd edition, 1944. p.10.
- (5) Department of Education and Science : The Legal Basis of Further Education 1981. p.5.
- (6) Ministry of Education : Further Education (Ministry of Education Pamphlet Number 8), 1947. p.6.
- (7) Ministry of Education : op. cit. p.9.
- (8) D.Rowntree : A Dictionary of Education, 1981. p.100, further educationの項、下線は筆者。
- (9) A.Bristow : Inside the Colleges of Further Education (2nd ed.) 1976. p.v.
- (10) A.Bristow : op. cit. p.131.
- (11) 梅根悟監修『技術教育史』(世界教育史体系32)
昭和53年。160~161頁。
- (12) A.Bristow : op. cit. p.134.
- (13) A.Bristow : op. cit. p.135.
- (14) A.Bristow : op. cit. p.138.
- (15) 梅根悟監修『技術教育史』(世界教育史体系32)
204~205頁。
- (16) 梅根悟監修『技術教育史』(世界教育史体系32)
235~236頁。
- (17) P.Gosden : The Education System since 1944, 1983. p.163.
- (18) 角替弘志「イギリスの継続教育に関する覚え書き」静岡大学教育学部研究報告(人文・社会科学編)第36号、昭和60年 196頁~197頁。
- (19) 梅野悟監修『技術教育史』(世界教育史体系32)
211頁。
- (20) 日本労働協会調査研究部「イギリス産業訓練法の成立と展開」昭和45年 1~4頁 I. Waitt (ed.) : College Administration, A Handbook, 1980. pp.13~14, p.76.
- (21) 梅野悟監修『技術教育史』(世界教育史体系32)
204~205頁。
- (22) Ministry of Education: Education 1900-1950, 1950. P.63 およびDES : Education for Employment, An HMI Survey of Part-time Release for 16-19 Year Olds, p.7. いずれもイングランド及びウェールズ。
- (23) DES : Statistics of Education, Further Education, Nov. 1987. p.1 tab. F1による、また拙稿「イギリスにおける継続教育カレッジの拡充—1980年代におけるカレッジの規模の拡大を中心として—」(『日本生涯教育学会年報』第12号、1991年、所収) を参照。
- (24) A. Bristow : op. cit. p.144.
- (25) DES : NAFE in Practice, An HMI Survey, 1987. p.6.
- (26) DES : op. cit. pp.8~9.
- (27) A. Bristow : op. cit. p.142.